

## 令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    こども未来部   こども未来課  
 3 監査実施期間                令和 4年 8月18日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】                令和 5年 4月30日</p> <p>こども関連施策の増大及び多様化が進む中、各係の業務量が増大の一途を辿っており、相互応援を行うことで特定の職員に業務が偏らないように努めたが、年間360時間を超える職員については、令和3年度の6人から、令和4年度は8人に増加した。令和5年度は、こども施策に加え新たに結婚支援施策が所掌となり人員体制が強化された。（増員3人：内訳 正職1人、再任用1人、会任パート1人）時間外勤務の削減に努めるため、新体制のもと、課全体での相互応援のあり方や職員体制と分担を確認し、業務の効率化を行う。また、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、課全体で時間外削減を推進するための目標を設定していく。</p>
	<p>【 継続努力 】                令和 5年10月31日</p> <p>時間外削減を推進するための目標として、「各自が決めた月6日以上は、定時で帰ろう！」を決めて時間外の削減に努めている。また、朝の朝礼において所属長から水曜日のノー残業デーの声掛けを行い時間外の削減に努めている。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 学童保育所の指導員の研修について【住民福祉の向上の視点】                      以前、学童保育所の指導員による子どもへの指導、接し方について問題のある事案が確認されたことから、指導員の質の確保のため、指導員を対象とした研修を実施するなどして指導員の教育を支援すること。また、こども未来課においても学童保育の実態の把握ができる体制強化に努めること。</p>	<p>【 措置済 】                    令和 5年 3月31日</p> <p>指導員を対象とした研修は、初任・中堅等それぞれの経験に応じた育成支援に繋がるもの、工作等あそび・文化活動の創造に繋がるもの、児童の発達にかかるもの、実際の保育現場での事例検討など対面・オンラインを組合せ実施し、保育の質の向上に努めている。                      LoGoフォームを活用することで、いつでも・どこでも全指導員が基本的な育成支援を学ぶことができる動画をアップロードした。その閲覧履歴をこども未来課で確認している。</p>

<p>② 指定管理業務委託における修繕工事について 【合規性の視点】 指定管理業務委託における修繕工事の費用負担については、基本協定書に定めた金額までは指定管理者とし、その金額を超えると市で負担している。また、修繕等経費負担区分に基づき、施設の増改築、設備の更新については市負担として行っている。しかし、中には設備の更新に該当すると言いきれない工事を指定管理者との協議なく市で行っているものが見受けられる。このように経費負担区分が明確でないもので市負担とする場合は、協議記録を決裁に残すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>工事に関しては、指定管理者との協議のうえで行うことを徹底するとともに、経費負担区分が明確でないもので市負担とする場合は、協議記録を決裁に残すようにしていくことを確認した。</p>
--	---

## 意見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員配置のリスク 多岐にわたる大量の業務を有しており、時間外勤務時間数が多い水準のままであるが、市民ニーズに的確に対応するために必要な人員配置の要求を強く行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>令和5年度の職員配置は、結婚支援に関する新規事業増に加え、こども家庭庁関連の新規拡充事業への対応に備えるため、企画総務係の人員が3人から6人に増員された。今後も市民からの期待と注目度の高い子育て施策の充実に対応できるよう必要な人員配置要求を行っていく。</p>
<p>(4) 補助金が適切に支出されないリスク ① 子ども緊急支援プロジェクト補助金について、各団体が事業を行うきっかけとして支出するものであり、一回きりで終わるようなことなく、今後も各団体に事業を継続してもらえるよう、努力すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月24日</p> <p>本補助金は、令和3年度から開始した新しい補助メニューであり、各団体からのヒアリングも行き補助金の見直しを行うとともに、市のホームページに団体情報を掲載したマップを掲載するなど補助団体のサポートに努めてきた。また、これまで補助してきた団体に対して令和5年度の補助金の案内を送付し、継続した事業展開を図ってもらえるような働きかけも行った。</p>
<p>② 子どもの人口が減少する中、子ども会の会員も少なくなり、すでに休会している子ども会も複数ある。子ども会の必要性は理解できるものの、補助金の支出、青少年育成室内に事務局として利用する場所の貸与を現状のまま行うべきなのかなどについて、前例踏襲で続けるのではなく、現在の実態に合ったやり方となっているか検証し見直していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>子ども会活動は地域における青少年健全育成のために欠かせない組織である。しかし、少子化に伴う子ども会活動維持の難しさに直面しており、引き続き補助金の活用が必要であると考えている。また、四日市市子ども会育成者連絡協議会の活動は、青少年育成室の業務やそのねらいとも合致し、緻密な連携をとっていくためにも室内に事務局を置くことは適当であると考えている。なお、事務局の電話利用については、市の外線電話を利用しておらず、協議会が契約する携帯電話を使用している。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 財務会計システムにおける事務処理の誤りについては、決裁の種別の選択誤りや委託契約や工事契約において業者から提出された検査書類において件名の不一致があるなど基本的なミスであり、所属長から改めて会計事務の手引きなどを確認し事務処理を進めるように指導を行った。また、今後は決裁の回議時に承認者の内容確認を徹底し、事務処理の誤りを見逃さないように対応する。</p>
<p>② 児童館について【公平性の視点・住民福祉の向上の視点】 児童館の設置場所に偏りがあるという意見に対し、移動児童館で対応しているとのことであるが、子どもの人口動態を考慮した上で現況のまま適切なのか、学童保育所も充実している中であっても必要といえるのか、学童保育所との違いも明確にしなが、児童館のあり方を再度検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭で養育できない小学生の子どもを対象としており、通所に保育料がかかるのに対し、児童館は、18歳未満の全ての子どもを対象としており、児童館での遊びを通して、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とした施設であって、無料で利用することができる。現在、全市的な施設としてのこども子育て交流プラザのような拠点的な施設の拡充に向けて調整を図っている。今後も移動児童館事業を継続し、人口動態も考慮しながら、設置場所の偏りに対応していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 今後も移動児童館事業を継続し、年内に国から発出される予定のこども大綱やこどもの居場所づくりの指針などの内容も踏まえて、児童館の在り方について検討を続ける。</p>
<p>③ 青少年の非行防止・インターネット被害等防止の取り組みについて【有効性の視点】 非行防止や適切なインターネットの利用などの教室、出前講座を行うことは大切であるが、実施回数だけに注目するのではなく、それによってどれくらい補導件数やインターネットトラブルが減少したかなど、効果をよく検証すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 まずは、出前講座の実施に向けて、市内各校園に働きかけを行い、非行防止やインターネットの利用について多くの児童生徒に青少年育成室の考えを伝えていく。そのうえで、関係課や機関とも連携して、補導件数やインターネットでのトラブルの件数にも注視し、効果を検証していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日 出前講座では、児童生徒に働きかけるだけでなく、保護者にも青少年育成室の考えを伝えることで、出前講座の効果を向上させている。出前講座の実施回数とともに補導件数やインターネットトラブル件数を注視することで、引き続き、取り組みの効果を検証していく。</p>

<p>④ 少年自然の家の公有財産管理について【合規性の視点】</p> <p>少年自然の家の管理運営は指定管理者に委託しており、かつ離れた場所にあるので目が行き届きにくくなりがちであるが、公有財産は市の大切な財産であり、その実査及び公有財産台帳へ反映させる業務を適正に行い管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>月に一度の連絡調整会議で室員3名が現地において、設備の確認や公有財産の実査を行っている。また、自然教室や主催事業のモニタリングのために月に数回少年自然の家を訪れた際も同様の確認をしている。今後も実査の結果を公有財産台帳へ反映させる業務を適正に行っていく。</p>
<p>⑤ 少年自然の家の老朽化に伴う改修工事と今後に向けての考え方について【効率性の視点、経済性の視点】</p> <p>少年自然の家の老朽化に伴い、アセットマネジメント計画に基づいて改修工事を行うこととなっているが、次第に人口が減少し、予算にも余裕がなくなる中で、従来と同様に既存の施設にこだわる必要があるのか。自然体験に適した環境にある近隣市町の施設を使用するなど、視点を変えて今後のあり方を検討していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>自然教室で四日市市少年自然の家を利用することは、市内の小中学生が四日市市の自然の素晴らしさを実感できる絶好の機会だと考える。今後も市内の子どもたちが安心安全に利用できるよう、指定管理者とも連携しながらアセットマネジメント計画に基づく必要な改修工事に取り組んでいく。</p>
<p>⑥ 原課契約工事における設計書の添付及び事務の引継ぎについて【合規性の視点、経済性の視点】</p> <p>原課契約工事において、工事金額が少額である場合は設計書の添付を省略できることとなっているが、そもそも原則として設計書の添付を求めているのは金額の妥当性を担保するためである。都市整備部に、こども未来部施設担当の建築技師も配置されたことから、見積金額に疑義がある場合については、設計書の添付を省略できる場合であっても、金額の妥当性の確認を行うこと。加えて、各事務手順の根拠となる事務規程を確認し、その意味とともに引き継ぐよう留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>原課契約工事において、設計書の添付を省略できる少額の工事の場合であっても、見積金額に疑義がある場合には、都市整備部のこども未来課担当の建築技師などに工事内容の確認を行うよう、適正な事務処理に努めることを周知した。また、各事務手順の根拠となる事務規程や要領は、その都度確認をするとともに事務の趣旨や意味についても引き継ぐこととした。</p>
<p>⑦ 部の独立による効果的な事業展開について【有効性の視点】</p> <p>こども未来部が独立したのは、子育て支援に関する事業をより強力に推進するためである。したがって、当初の理念に立ち返り、積極的な事業展開を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日</p> <p>主管課の庶務係である企画総務係の人員増強により、国のこども家庭庁の発足にあわせて様々な政策課題に柔軟に対応できる体制を整えた。特に、子どもの声を拾い上げ、当事者目線を反映した仕組みや場づくりなどの課題について取り組んでいく。</p>
<p>⑧ こども未来課の事業全般について【効率性の視点、経済性の視点、有効性の視点】</p> <p>こども未来課は多くの事業を抱えているが、長期継続事業も多く、時代の変遷に対応できていない事業も見受けられる。専門家の意見を取り入れ、継続か見直しも含め全般的に検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日</p> <p>子ども・子育て会議など外部委員の意見を聞く場を活用し、長期継続事業の内容や効果検証を行い、必要に応じた見直しも検討する。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日</p> <p>こども家庭庁の創設、こども基本法の施行により、こども政策がより一層強化されると見込まれ、年内にはこども大綱が示される予定である中、引き続き子ども・子育て会議など外部委員の意見を聞く場を活用し、長期継続事業の内容や効果検証を行い、必要に応じた見直しも検討する。</p>

## 令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類  | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象   | こども未来部 こども保健福祉課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和 4年 8月17日     |

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応の動員減少、一人の職員に業務が集中しないよう業務分担の見直しを行う等の業務改善により課全体の時間外業務時間は、令和3年度の8,754時間から、令和4年度は7,141時間に減少し、年間360時間を超える職員も13人から10人に減少した。また、働きやすい環境づくりのため、ノー残業デーや休暇の取得を定期的に朝礼で呼びかけた。この他、子育て支援アプリ「よかブリコ」から、「乳幼児食教室」の参加申し込み可能としたり、おたふくかぜワクチン接種補助券の申請手続きに、四日市市電子申請システムを利用するなど、受付業務の一部をオンライン化することで事務の効率化を図った。引き続き、業務の平準化、効率化に取り組み、時間外勤務の縮減に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>「各自が決めた月8日は定時で帰ろう！」を職場のワーク・ライフ・バランスを確保するための目標に掲げ、定期的に朝礼で呼びかけている。また、会計年度任用職員の活用を含め事務分担の見直しに努めたが、所属内において、育児休暇取得中の職員が2名増えて8名となり、個々の職員の担当業務が増加したため、令和5年度上半期の月平均時間外勤務は165.5時間となっており、前年度上半期の新型コロナウイルス感染症対応に要した時間を除いた月平均時間外勤務160.9時間と比して増加した。育休代替職員を任用するなど、引き続き、職員の業務軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスの向上に努めていく。</p>
<p>(3) 時間外勤務における特殊要因が均等に割り振られないリスク</p> <p>職員の時間外勤務時間について、コロナに関する兼務業務による影響で増加している。母子保健係の中でも業務内容によって兼務業務の度合いが異なることは推察できるので、管理職は職員の健康管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 1月 4日</p> <p>母子保健係のコロナ関連の業務については、1月（年末年始）が最後の動員となっている。それまでの間、コロナの業務に従事する職員については、個々の職員の担当する業務量に考慮して平準化に努め割り振りを行った。</p>

<p>(5) 滞納債権の整理におけるリスク</p> <p>① 滞納債権の整理について、新型コロナウイルス感染症による影響など、支払能力がないため滞納になる家庭状況を把握すること。また、担当者だけの判断ではなく、マニュアル等を活用し一貫性のある対応を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>今後も滞納者との交渉を図る中で、支払い能力や家庭状況等の把握に努めていく。マニュアル等についても、昨年度滞納整理の研修を受けるなど、学習してきた。市の債権管理マニュアルや研修結果を生かして、滞納整理を進めていく中で、本課の取り組みとしてのマニュアルの必要性についても整理していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>引き続き、滞納者の状況把握、滞納債権の整理に努めていく。</p>
<p>② 徴収は大事だが、多重債務に陥るなど支援が必要な場合もあるので、生活保護につなげるなど滞納者に寄り添った対応を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 8月17日</p> <p>支払能力や家庭状況の把握に努め、支援が必要な場合には、適切な部署に繋げている。</p>
<p>③ 滞納債権について、債権者台帳等で納付交渉を行った経緯や記録を整理することで、継続性を持った対応ができるようにすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>滞納債権については、債権者台帳により継続性をもって対応する様に努めているが、少額の短期滞納者については、統一的な運用ができていないことから、令和5年度内を目途に作成基準等について検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>滞納債権については、債権者台帳による継続的な対応に努めている。少額の短期滞納への対応については、引き続き検討していく。</p>

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・ 対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 8月18日</p> <p>文書事務や財務会計事務等において不明な点があれば、その都度手引き等で確認し、正確な事務を遂行するように徹底した。</p> <p>また、所管する種々の委託業務や補助事業等について、年度更新時に職員間で内部事務手続きについて確実に引継ぎを行い、ミスのあった事項を含めて事務処理手順を共有して同じ誤りを繰り返さないように徹底を図った。なお、誤りのあった事例については、その都度、課内ミーティング等を通じて共有することで、職員一人一人の意識向上を図った。</p>

<p>② 中学生ピロリ菌検査事業について【有効性の視点】</p> <p>ア 令和3年度から、学校検尿などを利用して、胃・十二指腸潰瘍や胃がん等の主な原因であるピロリ菌の検査を、中学3年生の希望者に対して実施している。尿検査の結果が陽性であった場合には、医療機関で二次検査を受診していただくよう案内しているが、二次検査の受診率が低かった。ピロリ菌感染の有無を生徒や保護者が知る機会のためにも、二次検査の受診啓発に取り組むことで受診率の向上につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>ピロリ菌の感染の有無を診断するため、二次検査の受診率向上を目的として、令和4年度には未受診者に対する受診勧奨通知を送付した後、更に、電話による個別勧奨を実施した。これにより、二次検査受診率は、令和3年度の57.1%から、令和4年度は68.4%と上昇した。今後も、引き続き二次検査の受診率向上を図るため、受診啓発および個別受診勧奨を継続していく。</p>
<p>イ 中学生ピロリ菌検査事業について、学校など教育委員会と連携してピロリ菌が与える影響をわかりやすく伝えることで受診率の向上につなげること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年10月26日</p> <p>昨年度に続き、二次検査の未受診者に対して、受診啓発のために個人通知を行った。更に、保護者に二次検査受診の必要性についてを伝えるため、電話による啓発を行った。今後も、二次検査の受診率向上を図るため、受診啓発および個別受診勧奨を実施していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年 2月22日</p> <p>対象者への通知を作成するにあたっては、令和5年1月学校教育課に確認をしてもらい、申込書の検査希望の有無の記入欄を上段に配置し、前年度よりも更に記入しやすくなるよう工夫した。また、学校現場の養護教諭から検査申込書の期限を過ぎてからの申込書提出や、申込書提出後の検査希望無から有への変更について相談があった際には、薬剤師会とも調整し、できる限り検査を受けられるよう臨機応変に対応した。今後も、検査について理解が得られるような周知に努め、受診率の向上に努める。</p>
<p>③ 不妊治療費助成事業について【有効性の視点】</p> <p>ア 不妊治療費の助成について、令和3年度に制度を改正して年齢所得に関係なく統一した。また、令和4年4月から人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用になったことで国の補助金が廃止された。そのため、治療額によっては自己負担額が増えるケースもあるなど、自己負担分は保険適用後も生じるため、市の助成制度は、助成額を変更して継続することとした。今後も、必要とされる助成制度のあり方を継続して検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>保険適用された令和4年4月以降も、治療費に対する助成申請が月30～60件あることから、助成制度の継続は必要であると考えている。今後も晩婚化の流れなどから不妊治療の件数は増加していくことが予想されるため、時代に合った制度設計となるよう引き続き検討していく。</p>
<p>イ 不妊治療費助成等について、制度が変わったということを知らない人もいる。市としても、保険適用になったことの周知に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>特定不妊治療は保険適用となる回数の上限が決められているため、上限回数を超えて治療を受けた患者は自費診療となり、高額な自己負担が発生していることから、引き続き、助成制度の改正を検討している。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>市ホームページに令和4年4月以降に治療を開始した場合でも、助成制度があることを載せている。市の広報にも掲載するなど周知を続けていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>引き続き、助成制度について市広報およびホームページ等へ掲載するなど周知に努める。</p>

<p>④ 予防接種の接種率について【有効性の視点】        予防接種について、子育て支援アプリ（よかプリコ）を活用しながら周知に努めることで予防接種の接種率向上につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日        毎月1日に、MRワクチン（1期、2期）の接種勧奨記事を繰り返しアップすると共に、隔月の1日には、よかプリコによる定期予防接種の接種管理方法について紹介する記事をアップし、接種啓発に努めた。今後も予防接種に関する適切な情報を繰り返し配信することで、予防接種率の向上に努める。</p>
<p>⑤ 多胎児支援事業について【有効性の視点】        多胎児支援として、多胎児親子や多胎妊娠中の人達の交流の場としてさくらんぼひろばを開催している。さくらんぼひろばは近隣市で実施できていない本市の強みであるので、そこでキャッチした市民の声を施策に反映させることで支援につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日        多胎児親子の交流の場として実施しているさくらんぼひろばをはじめ、多胎児家庭訪問等を実施する中で、当事者の声を十分に聴き取り、多胎児家庭に必要な施策の実施について引き続き検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 5年10月31日        引き続き、家庭訪問やさくらんぼひろばなど多胎児家庭と関わる機会を通じて、当事者の声を聴きながら、必要な施策の実施について検討していく。</p>

## 令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    こども未来部   こども家庭課  
 3 監査実施期間                令和 4年 8月15日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク                      職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】                令和 5年 4月30日                      業務分担の見直しや事務の平準化、AI技術の活用を検討等の業務効率化の取組みの他、ノー残業デーや振替休日の取得を徹底して、時間外勤務の削減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】                令和 5年10月31日                      ノー残業デーや振替休日取得の徹底、時差勤務の活用等により、時間外勤務の削減を図った。引き続き、業務効率化等による時間外勤務の削減に努めていく。</p>
<p>(4) 滞納債権の整理におけるリスク                      滞納者の実態把握に努め、それぞれの実情に応じた納付を働きかけることで、解決に向けた徴収対策を進めること。</p>	<p>【 措置済 】                令和 5年 3月31日                      引き続き、滞納者全員に対して、文書催告や電話、訪宅を実施する。また、生活困窮等により、一括納付が困難な場合には、個別に納付相談を行い、それぞれの実情に応じた金額での分納誓約による返還を求めていく。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【 合规性の視点 】                      ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】                令和 4年10月 4日                      課内会議等で、事務執行の適正化に係る研修を行うとともに、チェック項目の一覧を作成し、起案者以外の者が改めて確認する等、内部事務の管理の改善を図った。</p>

<p>イ 事前調査において、複数の請求書を支出負担行為兼支出命令書において支出している事例があった。支出負担行為とは、対外的に債務を負うことを確定させる行為である。兼命令で支出事務を執行できる支出は、支出負担行為書を省略できる支出に限られるので、前提にある支出負担行為を行う意味を理解して内部事務管理に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月30日 監査結果を課内会議等で、職員に周知すると共に、改めて手引き等で事務の意味やルールについて確認し、正確な事務を遂行できるように意識付けを図った。</p>
<p>② 児童虐待について【効率性の視点、有効性の視点、合規性の視点】 ア 児童虐待は発見するための手法が難しく、子ども達と直接触れ合う若手の保育士では発見することが困難である。そのため、保育園の保育士等が情報提供を行う手段としてアセスメントシートを試行的に活用してモニタリングを行ったうえで、保育士が使用しやすい児童実態調査のチェック表を作成して活用している。引き続き、保育士向けの研修の実施とともに、調査表を活用して親子の実態把握に努めることで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月 5日 引き続き保育士向けの研修を実施するとともに、保育士が、虐待の恐れのある児童にかかる情報を円滑に提供できるチェック表となるよう、保育士からの意見を参考にしながら、必要に応じて、改善を図り、虐待の未然防止や早期発見につなげていく。</p>
<p>イ 児童実態調査チェック表は、保育園において紙で作成してファイルに保管している。令和5年度から保育園にもICTの導入が予定されていることから、併せてシステム化することで保育士の事務負担の軽減にもつながる。また、AIを活用することで的確な判断につながることも期待できる。チェック表の活用手法について、ICTやAIによるシステム導入を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 保育園に導入されるICT端末は保護者との連絡を主目的としたものであり、児童虐待に関する情報は個人情報保護の観点からも確実に別に取り扱う必要があることから、現時点では同一端末による管理運用は難しいと考えるが、今後も保育園現場の状況や他市の先進事例等の情報収集を行いながら、事務負担の軽減や的確な判断につながる手法を研究する。</p>
<p>ウ 児童実態調査チェック表は、個人情報の詳細なところまでを記載している。こども家庭課では原本を5年間、保育園では写しを児童が退園するまで保管しているが、個人情報として適切な管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 児童虐待調査チェック表をはじめ、当課の扱う個人情報について、適切な管理を保育園及びこども家庭課内において、改めて周知を行った。</p>
<p>③ ヤングケアラーへの対応について【有効性の視点、合規性の視点】 ア ヤングケアラーの認知度はまだ低いため、国は社会的な認知度を引き上げることを目標に、令和4年度から3年間を集中取組期間としてヤングケアラーの認知度向上の取り組みを進めている。こども家庭課においても、関係機関や団体、地域と協力してヤングケアラーの認識を広げる活動を行うとともに、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を通して必要な支援の検討や実態把握に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を通して、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、出前講座やHPによるヤングケアラーの概要や相談窓口の周知を行い、社会的認知度の向上に取り組み、必要な支援につなげていく。</p>
<p>イ ヤングケアラーは、年齢によって家庭内でお手伝いをする子としない子で、該当するかの判断が難しい。相談員の感性により判断が異なるように相談員が連携して取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 ヤングケアラーの担当者が積極的に研修に参加し、課内会議等を利用して、担当者の知見を課内で情報共有し、適切な相談につながるよう努めている。</p>

<p>ウ 事前調査において、支出事務の誤りなどが見受けられた。細かいところを見逃すと、大きなところを見逃してしまうことにつながるので、ヤングケアラーへの対応は、課全体でお互いをチェックする体制を構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月30日 担当個人ではなく、課内の他の職員や庁内の他部署、関係機関と連携して、適切な現状把握や対応を行っていく。</p>
<p>④ 支援対象児童等見守り強化事業について【有効性の視点】 行政では把握できないこどもの情報も、事業の支援団体を介して取得することができる。支援団体と連携して、こどもの状況を早期に察知することで支援につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和5年度からの業務委託化に伴い、支援団体と連携してより効果的な見守り支援につなげるために令和4年度中に仕様書やマニュアル等を整備した。</p>
<p>⑤ こども未来部内での連携について【有効性の視点】 ア こども未来部は、比較的新しい組織なので、部全体で協力して運営する体制が十分でない。部全体で役割分担をチェックする機能を強化するよう、部内へ働きかけること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和5年度は国においてこども家庭庁が設置され、ヤングケアラーの対応等、部内での役割分担の構築や連携がより重要となってくることから、国等の動向を把握しながら、部全体で役割分担の調整を図った。</p>
<p>イ こどもに関わる施策（事業）が多くなっている。親が困ったときに、相談窓口がわかる一覧があると便利なツールになるので、部内へ働きかけて各所属の業務をまとめること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月12日 子育て施策（事業）と相談先を取りまとめた「よっかいち子育てガイドブック」や「ひとり親家庭のしおり」を活用して、引き続き、相談業務を行うとともに、保護者をはじめとした市民が相談しやすい環境となるよう、新たにヤングケアラーの相談窓口一覧をとりまとめて、市のホームページに掲載した。</p>

## 令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 こども未来部 こども発達支援課  
 3 監査実施期間 令和4年 8月16日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日</p> <p>特定の職員への業務の偏りが無いよう、業務分担の見直しや、対応方法の見直しを行った。関係機関からの提出書類のうち、点数計算が必要な書式についてはエクセルを活用し自動計算できるように様式の修正を行い、双方の時間外削減につながるよう業務改善を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症に関連する業務の増や、既存事業の対象者の増等による業務が増加したことにより、年間360時間超の職員は令和3年度の5名から、令和4年度の6名に増加した。</p> <p>児童通所支援事業担当職員を中心に時間外勤務が多いことから、システムの更新と並行してAI技術等の活用・検討を行って行くほか、職員配置計画により人員増の要求を続けていくとともに、業務量の平準化・効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日</p> <p>業務分担の見直しや対応方法の見直し等を行うとともに、問合せ時間の減をねらい、申請様式のホームページへの掲載等を行っている。児童通所支援事業における申請者数が増加傾向にあり、令和5年度においても年間360時間超となる職員は同程度と見込まれることから、引き続き業務量の平準化・効率化を図り時間外勤務の削減に努める。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 8月16日</p> <p>事務処理については、チェックすべき事項を改めて確認・周知し、日々複数の職員で確認を行い、業務精度の向上に努めている。処理方法について疑義がある場合は担当課職員に確認を行う等、ミスの発生の防止に努めた。</p>

<p>② 5歳児健診の必要性について【有効性の視点】  3歳児健診以降、就学時健診までスクリーニングの機会がなく、また、発達障害の特性が5歳頃に顕著に現れてくることから、発達に課題のある児童の早期発見の観点で、5歳児健診は重要な手段の1つであるといえる。  こども発達支援課は、平成28年度から、発達に課題のある児童の早期発見・早期支援の観点から、「5歳児保護者アンケート」を実施しており、様々な工夫により回収率を上げ、また、推進計画「途切れない発達支援事業」として様々な事業を実施することにより、効果を上げている。5歳児健診については、実施する自治体を調査するなど、今後も継続して実施の検討を行っていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日  5歳児に対する健診は法定健診でないことから実施方法についての取り決めがなく、自治体により実施方法が様々であり、こども発達支援課においては「5歳児保護者アンケート」を採用している。  アンケート方式については7年分の積み重ねがあり、こども発達支援課から保護者へのフォローの方法については検討を続けている。フォローの必要性の有無についてはアンケートから判断しやすいと考えており、現時点ではアンケートの継続を検討している。  「5歳児健診」を行っている自治体についての調査は継続して実施したうえで、それぞれの実施方法におけるメリット・デメリットを見比べ、実施方法の検討を継続して行っていく。</p>
<p>③ おもちゃ図書館の運営について【有効性の視点】  おもちゃ図書館は運営開始から30年が経過し、当初の障害児の情緒・身体機能の発達の促進を主目的とする運営方針が、現在ではそれに加え、障害児とその他の子どもとの交流を図ることも主要な目的となっている。おもちゃ図書館について、現在の市社会福祉協議会への業務委託方式の妥当性の検討を含めて運営方法の検討を行うとともに、仕様・積算を十分精査し、現在のニーズに合った運営を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年10月31日  令和5年度においても5歳児保護者アンケートにて実施をしているが、本市と同程度の人口及び対象児人口の自治体が5歳児健診を行っている例がなく、調査については継続して実施していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日  おもちゃ図書館は、平成2年の開館に合わせて結成されたボランティア団体の協力を得て運営していることから、経理・事務処理・スタッフ募集等についてはボランティアを統括できる市社会福祉協議会に業務委託している。市社会福祉協議会が事務手続きや関係各所への連絡及び調整等をするるとともに、市が本事業の全体的な調整・決定をすることにより、ボランティア団体に過度な負担がかからないよう配慮している。  今後もボランティア団体、社会福祉協議会と市の連携を現在のニーズに沿った運営を行えるよう努めていく。</p>
<p>④ 駐車券の管理について【合规性の視点】  来客に配付するために駐車券を保有しているが、保管枚数が多いと思われる。適正な管理を徹底するとともに、保有するのは必要最小限の枚数とすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年10月31日  おもちゃ図書館の運営にあたり、毎月1回市社会福祉協議会及び運営ボランティアが出席する定例会に市担当者が出席しており、業務におけるの伝達や情報共有を行っている。定例会以外の場合においても必要事項や運営にあたっての協議を都度行っている。令和6年度の予算要求に際して市社会福祉協議会から業務委託についての聞き取りも実施しており、積算について精査を行っている。</p> <p>【 措置済 】 令和 4年 8月16日  各種教室参加保護者等への配布見込み数により駐車券を購入していたため、購入枚数の考え方を見直し、過去3カ月の配布実績数同数の購入とし、保有数を必要最小限とするよう改めた。</p>

## 令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象                    こども未来部 児童発達支援センターあけぼの学園  
 3 監査実施期間                令和 4年 8月12日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員配置のリスク 専門職の配置については、利用者の利便性を高めるよう、引き続き育休代替職員の確保に努めること。 また、職員間の連携については、種々の会議が行われているとのことであるが、引き続き、会議等により職員間の連携を図ること。	【 継続努力 】      令和 5年 4月30日 引き続きハローワークや市の広報媒体を活用し、育休代替職員の確保に努めていく。 職員間の連携について、円滑な業務遂行ができるよう、今後も会議等の場を活用していく。
	【 継続努力 】      令和 5年10月31日 作業療法士については、令和5年度に育休代替職員を募集したが採用に至らなかった。今後も引き続き職員の確保に努めていく。 職員間の連携については、代表者会議、職員会議、各部門別の会議等多数開催されており職種を超えた連携も図られている。
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】      令和 5年 4月30日 時間外勤務が年間360時間を超える職員の事務量とその業務内容について把握し、業務分担に偏りが生じないように注意を払っていくとともに全体として時間外勤務の削減に努めていく。
	【 継続努力 】      令和 5年10月31日 時間外勤務が年間360時間を超えないよう、職員の業務内容とその事務量等について注視し、全体として時間外勤務の削減に努めていく。
② 時間外勤務の時間数が職員により偏りがあることから、偏りのない業務配分とするなど、管理職がしっかり意識をもって対応すること。	【 措置済 】          令和 4年11月30日 育休の職員が複数あり、専門職の採用について、継続的に実施しているものの、育休代替職員の募集という雇用期間に制限がある中で、採用には至っていない。今後も適正な人員配置に努めるとともに、職員に対し、「ノー残業デーの徹底」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」を積極的に呼びかけていく。

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月30日</p> <p>会計処理にあたっては「会計事務の手引き」「支出事務の要点」ほかマニュアルに基づき、適正に事務を進めていくことを確認した。また、事務担当者以外のチェック体制について、引き続き主幹・副園長・園長の3人体制で行い、特に決裁日や請求書の代表者氏名の記載など今回指摘のあった事項について重点的に審査を行うことを確認した。</p>
<p>イ 事務誤りの発現は、担当者以外が視点を変えてチェックしたことにより発見できることから、年2回の自己検査点検を適切に行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日</p> <p>年2回の自己点検について、事務担当者以外で実施した。</p>
<p>② 園内の整理について【効率性の視点】</p> <p>施設規模に対し、倉庫面積部分が狭いためか、遊具や訓練具が廊下に置いてある状況である。子どもの動きは予測ができないため、事故が起きないよう職員は常に意識すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月21日</p> <p>廊下に遊具や訓練具が放置されていないことを確認した。また、職員会議の場で職員に対し周知した。</p>
<p>③ 給食代金について【経済性の視点】</p> <p>職員や保護者の給食代金は1食あたり320円を徴収している。保育園の職員の給食代金と比較するとあけぼの学園の方が単価が高い現状である。当初からの設定ということであるが、なぜ保育園より高いのか原因を調査し、改善策を見出すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年11月30日</p> <p>当学園の給食は、保護者にも提供していること、摂食指導としてバナナなどの噛み取り食材を加えていること等の理由により、一般的な給食に比して単価が高くなる傾向にある。一食あたりにかかる食材料費については毎月把握しており、今後も給食代金の適正な設定に努めていく。</p>
<p>④ 送迎バスについて【有効性の視点】</p> <p>ア 運転手の確保は困難であるものの、確保ができないと送迎が成り立たなくなることから引き続き確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月 1日</p> <p>令和5年2月から新たに運転手1人を採用した。今後も引き続き確保に努めていく。</p>
<p>イ バスに備え付けられている発作対応マニュアルは古いため、常に最新の状況に更新すること。保育士はマニュアルをしっかりと把握した上で添乗すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 8月17日</p> <p>早急にマニュアルの見直しを行い、バスに配置した。また、センター会議の場で保育士全員に周知をした。</p>
<p>⑤ 保護者への連絡について【効率性の視点】</p> <p>保育園や幼稚園は保護者への緊急時の連絡として「すぐメール」を活用している。職員の負担軽減も考えられることから、あけぼの学園においても保護者への連絡にICTを活用できないか検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年12月26日</p> <p>連絡ツールアプリについて、業者に説明を求めるなど具体的な検討を行ったが、結果として、当学園の規模ではアプリはなじまないと判断し導入を見送った。</p>
<p>⑥ 近隣病院との連携について【有効性の視点】</p> <p>四日市消化器病センターとは、子どもの診察や職員のワクチン予防接種、栄養士や言語聴覚士との情報交換をする機会があり、連絡を取り合っている。近隣であり、立地に恵まれていることから病院の経験や知識など情報提供をしていただきながら引き続き連携を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日</p> <p>従来から当学園と消化器病センターの双方を利用する児童について情報交換を行っているほか、職員の健康管理についても一定の考慮をしてもらっている。今後も引き続き良好な連携を継続していきたい。</p>

## 令和4年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）  
 2 監査対象 こども未来部 保育幼稚園課  
 3 監査実施期間 令和4年 8月16日、9月8日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日  保育幼稚園課の時間外勤務時間の課内平均は、令和3年度実績が年間382時間であるのに対し、令和4年度実績は年間385時間であり、前年度と同水準であった。引き続き時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く発生している状況であるため、係ごとの業務分担の見直しや、RPA導入による業務の効率化等、時間外勤務削減のための取り組みを実施することで、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。
	【 措置済 】 令和 5年10月31日 保育幼稚園課の時間外勤務時間の課内月平均は、令和4年度上半期が38.4時間であるのに対し、令和5年度上半期は29.8時間であり、改善傾向が見られる。係ごとの業務分担の見直しや、RPA導入による業務効率化等の時間外勤務削減のための取り組み実施の効果が反映していると考えられる。下半期も引き続き、取り組みを継続し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努める。

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 保育士等の服務規律の徹底について【合規性の視点】 保育士等の不祥事が生じており、子どもを預ける保護者にとっては大きな問題である。こうした事態を重く受け止め、全体的な緩みがないか、保育幼稚園課としても現場に目を向け、こうしたことが二度と起こることのないよう取り組むこと。	【 措置済 】 令和 5年 4月30日  市職員、保育士等の服務規律の遵守については、課主催の新規採用職員研修をはじめとし、様々な研修の機会において働きかけを行った。また、園では保育士だけでなく用務員や調理員等の多様な職種の職員が働いているが、当該職員に対しても、各園で服務規律、こどもの人権等に関する研修を必ず実施するよう指導し、全園で研修を実施したことを確認した。

<p>② 適正な文書管理について【合規性の視点】          私立保育園の新設に関する市の意思決定を行った決裁文書が存在しないということである。このような状況では、決定に関する経緯が不明瞭であるとの市民からの指摘を招きかねず、こうした決定については適切に決裁をとるなど、適正な業務執行に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日          担当課としては、新設整備に関する三重県への事前協議書の提出の決裁をもって、市の意思決定文書としていたものである。今回、当該文書は市の意思決定文書に当たらないとの指摘がなされたことを踏まえ、適切な決裁文書作成に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年10月31日          担当課としては、新設整備に関する三重県への事前協議書の提出の決裁をもって、市の意思決定文書としていたものである。今回、当該文書は市の意思決定文書に当たらないとの指摘がなされたことを職員全員が認識し、今後、課全体として適切な決裁文書作成に努めていく。</p>

## 意見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク          保育園・幼稚園等の現場における時間外勤務の状況についても、特定の職員に負担がかかっているかなど、保育幼稚園課としても現場の状況をしっかりと把握し、適切な時間外勤務の管理に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 4月30日          保育幼稚園課職員の園訪問や園長会等で、職員へ直接聞き取りを行う等、現場状況の把握に努め、園職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの確保についても課として引き続き取り組んでいく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年10月31日          令和4年度上半期の現場職員の時間外月平均が14.8時間であったのに対し、令和5年度は7.9時間と、改善傾向がみられる。保育幼稚園課において、園職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの確保に取り組んだ結果が少なからず反映された結果と考えられる。今後も引き続き、現場職員の適切な時間外勤務等の管理に努めていく。</p>

### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】          内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 4月30日          所属において発生した事務処理誤りについては、必要に応じて係内・課内で共有を行い、同様のミスが発生しないように努めている。ミスが発生しやすい事務については、マニュアル等を作成し、園へ展開した。また、複数人で確認を行う等のミスを未然に防ぐ取り組みを徹底し、今後も引き続き課全体で、適切な事務執行に努めていく。</p>

<p>② 保育士等の人材確保について【有効性の視点】 ア 高まる保育の利用ニーズに対応するためには、公立・民間ともに保育士等の人材確保が大きな課題となっている。養成校への訪問などに加え、関係機関との連携をとりながら、効果的な人材確保に努めるとともに、こうした人材の四日市市への定着が進むよう取り組む必要がある。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 保育士等の人材確保については、公立・民間共通の課題と捉え、四日市私立保育連盟と連携をとりながら、事業を進めている。令和4年度は「保育士確保推進に向けた連携会議」（計7回）の中で私保連と調整しながら、養成校訪問やPRパンフレットの作成・専用ホームページの開設を行った。令和5年度は就労奨励金の支給により保育士等の定着を図るほか、引き続き効果的な事業に取り組んでいく。</p>
<p>イ 保育士等の人材確保においては、新卒の採用に取り組むだけでなく、離職した人材の採用や、民間の保育所の支援など、公立・民間がともに円滑に園の運営ができるような取り組みについて検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 令和4年度は、市職員の採用試験を3ヵ月早めて実施し、人材確保に努めた。また、「職場復帰支援就職セミナー」を開催し、離職者や保育士資格を持つ未経験者等（潜在保育士）の確保を図ったほか、私立保育連盟が主催する就職ガイダンスに要する経費を補助することで、民間保育所への支援を行った。令和5年度以降も民間保育所が保育士確保・定着のために実施する就労奨励金支給への補助を行うなど、民間保育所への支援に取り組んでいく。</p>
<p>③ 私立保育園の適切な定員管理について【有効性の視点】 私立保育園において、設立当初の定員から削減する園が見受けられる。公定価格の観点から、削減の申し出を受けざるを得ないところがあるとのことであるが、基本的には当初の定員を維持してもらえるように、私立保育園とのコミュニケーションに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月31日 定員の減少については、私立保育園と事前の協議を行い、利用園児数の推移や保育士確保状況などを確認し、必要最低限の減少数となるよう調整している。また、保育士不足を背景に当初の定員の維持が難しいという事情があるため、引き続き、私立保育連盟と連携しながら保育士の確保に取り組んでいく。</p>
<p>④ 公立幼稚園の園児の確保について【有効性の視点】 園児数が減少している状況において、全国国公立幼稚園・こども園長会を活用するなどして、園児数の増加につながるような取り組みを行っている先進的な事例などについて情報収集を積極的に行い、四日市市における園児数の確保にも活かせるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 全国国公立幼稚園・こども園長会研究大会総会研究大会（奈良大会）や同じく研究協議会（香川大会）にオンラインで参加し、子育て支援や小学校の連携をテーマにした実践を学んだ。また、幼児教育研究協議会（津）に参加し、園長会等で還元を行った。</p>
<p>⑤ 保育園等の整備等における適正な手続きについて【合規性の視点】 保育園等を新規に整備するにあたり、市街化調整区域への設置について、開発許可手続き上、一概に不可とはされないにも関わらず、調整区域であるという理由で保育幼稚園課が認めない事例があったと認識している。開発許可については都市整備部が決定するものであり、保育幼稚園課には許認可権がないことを十分認識し、園の申請等において事業者には誤解を与えることのないよう、正しい対応に努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月30日 ご指摘の事例における具体的な経緯は不明であるが、開発許可制度は都市整備部が所管しており、開発許可に関する相談については、開発審査課で行っている旨、案内し、適切な手続きを進める。</p> <p>【措置済】 令和 5年10月31日 ご指摘の事例における具体的な経緯は不明であるが、開発許可制度は都市整備部が所管しており、開発許可に関する相談については、開発審査課で行っている旨、案内し、適切な手続きを進めた。</p>
<p>⑥ 保育環境の整備について【効率性・有効性の視点】 公立幼稚園での3歳児の受け入れを進めることで、保育需要の高い0歳から2歳児を保育園で受け入れやすい環境をつくることができると考えられる。私立保育園の認定こども園化も含め、より広い視野に立って保育環境の整備を考えること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 公立幼稚園の3歳児の受け入れについては、公立幼稚園がこども園に移行する際に、教育認定3歳児の受け入れを行う予定である。また、私立保育園のこども園への移行についても、移行を希望する園や関係機関と協議しながら進めている。</p>

<p>⑦ 園と地域との連携について【有効性・住民福祉の向上の視点】 ア 園と地域との連携において、様々な協議会等が設立されることもあると思われるが、こうした協議会等の活動については各園独自で行うにとどまらず、その方向性や内容について保育幼稚園課も確認の上で進めるなど、課と園等における連携をしっかりと行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 幼稚園・こども園は、地域住民、保護者等と協働して、園づくりビジョンの実現を図るため、園づくり協力者会議を設置している。年3回の園づくり協力者会議報告書や、年度末に各園が実施している園関係者評価を課で供覧し内容把握に努めている。園関係者からいただいた意見を参考にしながら、次年度の園運営に反映させている。</p>
<p>イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、運動会等への地域の人の参加ができない状況が続いている。運動会等は地域の子どもの成長を見るよい機会でもあることから、今後の感染状況を見ながらではあるが、地域の人の参加ができないか検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 園及び地域での感染状況を踏まえながら、行事の運営については園と共に協議をしており、地域の方に子どもたちの育ちをみていただける方向で検討・調整を進めている。</p>
<p>⑧ 園における子どもの受け渡しについて【有効性の視点】 園における保護者と園との子どもの受け渡しについては、特にリスクの高い帰りの際には誰に子どもを受け渡したかなどの確認をしっかりと行うなど、職員にマニュアルを徹底させ、受け渡しにおける事故が生じることのないよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 こどもの安全確認については、各園での職員へのマニュアルの再確認を行い、併せて保護者とも安全管理について共有するよう各園に指導を行った。</p>
<p>⑨ 園における施設環境の整備について【有効性の視点】 ア 園に設置される監視カメラについては、子どもたちの安全を守るためにも全方位に向けて設置されるのが望ましく、死角が生じることのないような設置に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 修繕計画等に基づき、毎年4園程度監視カメラの更新を行っており、その際、増設が必要か検討・判断している。今後も計画に沿って、適切に監視カメラの設置を行う。</p>
<p>イ 園の周囲のフェンスについては、古い園では大人の腰高までしかないようなものも見受けられる。子どもたちの安全を守るためにも、乗り越えられないものを基準としてフェンスの設置を行うよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 フェンス更新の際は原則1.5mの高さのフェンスに更新している。</p>
<p>⑩ 園における事故の原因把握と再発防止について【有効性の視点】 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の制度を通じ、園で発生する事故について、それが園の環境によるものか保育士等の指導によるものかなど、その原因の把握に努めるとともに、その結果を現場への指導につなげ、事故の再発防止に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月30日 園で発生する事故について、その都度状況を確認し、それが園の環境によるものか、保育士が連携して見守る中でも子どもの動きの予測ができなかったのはなぜかなど、丁寧にその原因の把握に努め、検討結果や具体策を事故報告書で報告すると共に、必要に応じて、同様の事故の再発防止のため、他園にも園長会（緊急の場合にはメール等も活用）で事故の情報と併せて、予防策・留意点などを情報共有して現場への指導につなげている。</p>
<p>⑪ 園における給食について【効率性・有効性・住民福祉の向上の視点】 保育園等における給食において、宗教的な配慮が必要な事例がある。アレルギーを持つ子どもへの対応と同様、しっかりとマニュアルを整え、研修などを通じて周知に努め、今後は問題が生じることのないよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月 1日 宗教的な配慮については、令和2年3月にマニュアル「保育施設の給食に関するハラール対応の考え方」を作成し、市内の全園（公・私とも）に配布及び周知を行っている。今後も研修などの機会に基本事項を確認し、対象となる場合には、家庭と十分に連携して対応をするよう徹底していく。なお、令和5年度は、令和5年5月26日に給食調理員対象の研修会で、再確認を行った。</p>

<p>⑫ 借用物件の取り扱いについて【有効性の視点】 土地の借用について、無償での借用となっている事例が見受けられる。土地の所有者の確認は定期的にはされておらず、所有者が死亡した際の対応に課題もあることから、無償での借用自体の是非も含め、送迎用の駐車場の借地契約のあり方について検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 1日 送迎用駐車場として無償借用を行っている土地の所有者は令和5年度当初時点で確認が取れている。無償で借用している場合も定期的に所有者へ連絡を行い、引き続き適切に借用物件の管理を行っていく。</p>
<p>⑬ 園での現金の取り扱いについて【法規性の視点】 園において保護者から現金を徴収する機会があるが、こうした現金管理については事故の生じることのないよう適正管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月 30日 園において保護者等から現金を徴収した場合は、基本的に当日銀行へ入金を行っており、園で現金を保管することがないよう徹底している。また、銀行に入金するまでは、鍵付きキャビネットに保管する等適切に管理している。</p>
<p>⑭ 監査に対する適切な取り組みについて【法規性の視点】 前回の監査における意見等に対し、3年経過した現時点においても継続努力となっているものが複数見受けられる。保育幼稚園課のみでは困難なものについてはやむを得ない部分もあるが、可能な限り意見への対応を行うよう努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 4月 30日 時間外の縮減、人員確保、事務処理のチェックに関する項目については、引き続き改善に努める必要があることから、継続努力としたものである。今後とも可能な限り意見への対応を行うよう努める。</p> <p>【措置済】 令和 5年 10月 31日 時間外の縮減、人員確保、事務処理のチェックに関する項目については、引き続き改善に努める必要があることから、継続努力としたものである。今後とも引き続き可能な限り意見への対応を行うよう努めていく。</p>